

原子力規制委員会への独立行政法人原子力安全基盤機構の
統合に関する副大臣等会議

運営要領（案）

原子力規制委員会への独立行政法人原子力安全基盤機構の統合に関する副大臣等会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議は、非公開とする。
2. 会議における配布資料及び議事要旨については、会議終了後、原則として公表する。ただし、議長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公表とすることが出来る。
3. 会議終了後、その内容について記者からの求めがあった場合は、議長又はその指名する者が、議事内容を説明するものとする。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。